

令和8年度
下関市農業振興地域整備計画基礎調査業務委託

仕 様 書

下関市農林水産振興部
農業振興課

令和 8 年度下関市農業振興地域整備計画基礎調査業務委託
仕様書

第1章 総 則

第 1 条(業務の目的)

下関市農業振興地域整備計画は、「農業振興地域の整備に関する法律」(昭和 44 年 7 月 1 日法律第 58 号)(以下「農振法」という。)に基づき、昭和 46 年度に策定され、概ね10年を目処に見直しを重ねている。現行の農業振興地域整備計画(平成 30 年 3 月改訂。以下「現行計画」という。)は、改訂から 10 年近くを経て、見直しの時期を迎えている。本委託業務(以下「本業務」という。)は、その見直しに必要な基礎調査を国のガイドライン等に沿って、以下の各条項に定める仕様により実施するものである。

第 2 条(契約期間)

本業務の契約期間は、契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

第 3 条(準拠法令および上位計画等)

本業務の実施にあたっては、本仕様書によるほか次の各号に掲げる関係法令や上位計画等に準拠して行うこと。

- (1) 農業振興地域の整備に関する法律
- (2) 農地法
- (3) 土地改良法
- (4) 都市計画法
- (5) 森林法
- (6) 下関市個人情報保護法施行条例
- (7) 農業振興地域制度事務必携(令和8年2月発行)
- (8) 第3次下関市総合計画(令和7年3月)
- (9) 下関市土地管理構想(豊田・豊北地域)
- (10) 農業農村基盤図製品仕様書 Ver0.6(平成 19 年度農林水産省)
- (11) 農業振興地域制度に関するガイドライン
- (12) その他の関係法令・規則・通達等

第 4 条(技術者の選任)

受託者は、本業務を遂行するための十分な能力と経験を持つ技術者を次のとおり選任することとする。

- (1) 管理技術者:技術士または RCCM(農業部門)とし、業務全般を通じて、技術的監理を行うものとする。

(2) 照査技術者: 本業務を実施する上で、空間情報分野に関する高度な専門知識と豊富な経験を有した者として空間情報総括監理技術者を選任するものとする。

第5条(提出書類)

受託者は、契約締結後契約締結日を含む14日以内に下関市と十分な打合せを行い、各工程についての作業計画を立案し、以下の各号に掲げる書類を提出することとする。

- (1) 前条の技術者に関する届(資格者証の写しを添付のこと)
- (2) 業務実施計画書
- (3) 業務工程表

第6条(資料の貸与及び返還)

下関市は、本業務実施に必要な図面・資料等を受託者に貸与するものとする。

2 受託者は、貸与を受けた資料の取り扱い及び保管について管理を徹底し、本業務完了後は速やかに下関市へ当該貸与資料等を返還するものとする。貸与の際に記録媒体が必要な場合は、受託者が準備する。

第7条(報告)

受託者は、常に下関市と密接な連絡を取り、下関市は必要に応じて業務の進捗状況の報告を求めることができる。

第8条(守秘義務)

受託者は、本業務の遂行上知り得た一切の事項について、これを第三者に漏洩してはならない。下関市の承認を受けずに複製することや、関係機関または第三者に公表・貸与してはならない。

第9条(契約不適合責任)

本業務完了後、受託者の過失又は疎漏に起因する不良箇所が発見された場合は、下関市の指示により受注者の責任、負担において速やかに補足・修正を行うものとする。

第10条(個人情報の保護及びセキュリティポリシー)

受託者は、個人情報保護の重要性を認識し、この仕様により業務実施をするための個人情報の取扱いにあたっては、「下関市個人情報保護法施行条例」等関係法令に基づき、個人の利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

第2章 基礎調査

第11条(要旨)

本業務は、下関市農業振興地域整備計画策定に伴う基礎調査を実施するものであり、以下の

項目についてとりまとめるものとする。

- (1) 土地に関する調査
- (2) アンケート調査・分析

第 12 条(土地に関する調査)

下関市から貸与される資料等により以下の項目を整理するものとする。

(1) 農用地面積調査

ア 農用地面積調査については、下関市が貸与する既存の農用地区域一覧データ(エクセル形式)、土地課税マスタデータ及び地番参考図(Shape ファイル形式)と突合処理を行い、農用地を特定し、不突合となった地番については、不突合リストを作成・提出し、下関市の修正指示に従うものとする。

イ 下関市が貸与する現行計画から下関市が指示する時点に至る期間中における農用地区域除外一覧と、前項で特定された農用地区域一覧とを照合し、農用地を区域除外としてデータの修正を行うこと。修正過程や特定過程で生じた不明点は現況不明リストを作成の上、適宜下関市に確認し指示に従うものとする。

(2) 土地利用調査

ア 農振法第 10 条第3項に非該当となる山林化した農用地区域内農地を、航空写真により特定し、併せて農業委員会が実施する農地利用状況調査結果と照合し、その結果のリスト化を行うこと。

イ 農用地区域内農地と一体的な集団性のある白地農地を航空写真により特定し、編入検討候補として検討するために、候補地リストを作成すること。

ウ 調査結果については、「下関市統合型地理情報システム」(以下「GIS」という。)を利用して Shape ファイル形式で調査結果を入力／整理するものとする。

第 13 条(アンケート調査・分析)

農業従事者を対象として、本業務における方向性を検討・決定するため、以下のアンケート調査を実施するものとする。アンケートの素案は受託者が作成し、下関市との協議を経て決定するものとする。また、決定したアンケート内容については Web アンケートとしても実施するため、受託者は Web フォーム等の設定・調整を行い、作成した URL 及び二次元コードを下関市へ提出するものとする。

- (1) 農地利用、今後の農業経営、農業生産、農業近代化及び農業(土地利用構想)についての方向性等について、紙調査によるアンケート調査を行う。調査対象は 2,000 戸とする。なお、アンケート調査の配布・収集については、受託者が行うものとする。
- (2) 受託者が収集したアンケート結果(Web アンケート含む)について、集計・分析等を行うものとする。

第3章 農業振興地域整備計画書作成(基礎資料編)

第14条(基礎資料の作成)

受託者は、農林水産省が定める「農業振興地域制度に関するガイドライン」に基づき、必要となる各種資料の収集並びに分析を行い、基礎資料を作成する。基礎資料附図の作成については、対象となる位置図、範囲図の資料を収集の上、農業農村基盤図製品仕様書 Ver0.6 における地図作成手順や品質管理基準に従うものとする。

(1)基礎資料……項目は別紙1

(2)基礎資料附図

ア 農業生産基盤整備状況図

イ 農用地等保全整備状況図

ウ 農業近代化施設整備状況図

エ 農業就業者育成・確保施設整備状況図

オ 農村生活環境整備状況図

(3)農用地区域対象筆抽出に伴う現況農用地区域図

農用地区域図対象筆抽出は、農用地面積調査によって行うものとして、下関市が貸与する地番参考図より対象となる筆を抽出し、その合計面積をもって調査とする。修正箇所があった場合は、直ちにこれを修正し、修正箇所の該当部分を PDF にして下関市に報告することとする。

また、現行の農用地区域図に、第12条の土地に関する調査で得た情報を反映し、現況農用地区域図を修正することとする。

(4)地図に係る電磁的处理

本業務にかかる成果物のうち、地図にかかるものの検証は、下関市が運営するGISで実施する場合がある。また、業務完了後におけるGIS上でデータの活用を念頭に、以下の各号に留意すること。

ア データ形式は、Shape 形式を標準とする。

イ データ等の構成については、GIS の既存のセットアップ済データとの統一が必要になるので、定義およびデータ整備の方法等については、下関市と別に協議すること。

ウ データ搭載後に必要に応じて実施するデータの検証あるいは、納品後の成果物の検査までに生じる不具合等については、原因究明及び不具合の解消等について、受注者の責任、負担において下関市の指示により修正すること。

エ 業務完了後においても、下関市からの GIS 上のデータ内容等の問い合わせに対応すること。

第4章 成果物

第 15 条(成果物の納入場所)

本業務の成果物納入場所は、下関市唐戸町4番1号カラトピア4F 下関市農林水産振興部農業振興課とする。

第 16 条(成果物)

本業務の成果物は、以下のとおりとする。また、成果物については、GIS を利用してデータ活用を行うことを前提とし、データの納品については紙媒体及び電磁的媒体にて行うものとする。

- | | |
|--------------------------------------|-------|
| (1) 農業振興地域整備計画書基礎資料〔A4 簡易製本:ホッチキスとめ〕 | 6部 |
| (2) アンケート調査結果報告書〔A4 簡易製本:ホッチキスとめ〕 | 6部 |
| (3) 基礎資料附図〔A0:A4 折り袋とじ〕 | 各6部 |
| (4) 農業振興地域整備計画書基礎資料原稿データ〔MS-Word〕 | 1 式 |
| (5) 基礎資料附図原稿データ〔PDF〕 | 1 式 |
| (6) 現況農用地地番図データ〔Shape ファイル形式〕 | 1 式 |
| (7) 現況農用地区域図〔PDF、Shape ファイル形式〕 | 各 1 式 |
| (8) その他、下関市と受託者の協議により、決定したもの | 1 式 |

第5章 その他

第 17 条(打合せ協議)

本業務を適性かつ円滑に実施するため、下関市と常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとする。打合せ協議は、作業着手前、中間、成果物納入時で、基本的な打合せを行うものとする。なお、必要に応じて随時行うものとし、打合せ内容は、書面に記録し、速やかに下関市に提出する。

- 2 各関係機関との打合せにおいてもその内容について、その都度記録し、下関市へ提出確認するものとする。
- 3 関係機関等との調整が必要な場合は、受託者は、下関市と事前に協議するものとする。

第 18 条(完了検査)

受託者は、全作業工程を完了したときは、成果報告書を提出して、下関市の検査を受けるものとし、この検査に合格した時をもって作業完了したものとする。